

スマートフォン端末保証お見舞金サービス

【重要説明事項】

- (1) スマートフォン端末保証お見舞金サービス（以下、「本サービス」といいます）は、株式会社サードウェーブが提供するドスパラ会員、且つ、当社が別途指定するサービス利用者（以下、「契約者」といいます）に対して提供します。
- (2) 本サービスは、当社が提供するインターネット接続サービス又は当社が別途指定するサービスに付随して提供するもので、契約者が所有するインターネット接続が可能な通信機器（以下、「対象端末」）に関して、故障・外装破損・損壊・水濡れ・全損（以下、「保証事故」といいます。）により契約者に生じた損害に対して、お見舞金を給付するサービスです。
- (3) 本サービスは、「スマートフォン端末保証お見舞金サービス」ご利用規約に同意の上お申し込みください。
- (4) 「スマートフォン端末保証お見舞金サービス」をお申し込みいただくと、1 契約者かつ1 申し込みあたり1 年（起算日は、利用開始日とします。）につきご利用上限回数を2 回かつ以下(5)に定める金額を上限とし、当社が別途定める期日までに契約者に対して定額のお見舞金をお支払いします（ただし、免責期間中に生じた保証事故は除きます。）。
- (5) お見舞金の提供金額は、修理代金の全額、もしくは上限金額 3 万円のいずれか低い金額となります。ワイドオプション加入時は修理代金の全額、もしくは上限金額 4 万円のいずれか低い金額、スーパーワイドオプション加入時は修理代金の全額、もしくは上限金額 5 万円のいずれか低い金額となります。
- (6) 本サービスの免責期間を次の通り定め、その期間に発生した損害に対するお見舞金の申請は出来ないものとします。
 - ①本サービスの利用開始日を含む当月及び翌月。なお、利用開始月においては本サービスの月額料金の支払いは要しません。
 - ②初回お見舞金の支払い対象となった対象端末の保証事故発生日から 180 日間。
- (7) 契約者が本サービスにおけるお見舞金の請求を行うときは、本規約別紙に定める方法により、当社に申請していただきます。
- (8) 契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の属する月の 20 日までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。この場合同月末日をもって本契約は終了するものとします。当月 20 日を過ぎた通知については、翌月末日をもって契約が終了するものとします。なお、追加オプションサービスの解除を行う場合、本サービスと同時に解除を行う必要があります。

以上

「スマートフォン端末保証お見舞金サービス」ご利用規約

平成 30 年 2 月 1 日版

(規約の適用)

第1条 「スマートフォン端末保証お見舞金サービス」ご利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社サードウェーブ（以下、「当社」といいます。）が提供する「スマートフォン端末保証お見舞金サービス」（以下、「本サービス」といいます。）の利用に適用されるものとします。

2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途個別規定に定める内容が異なる場合には、個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。

(本規約の変更)

第2条 当社は、当社所定の方法にて通知又は公表することにより、本規約の全部又は一部を変更することができるものとします。この場合、変更後の規約の通知又は公表時において変更の効力が生じ、以後変更後の規約が適用されるものとします。

(用語の定義)

第3条 本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 通信契約	当社が定める通信サービスの提供を受けるための契約。
2 本契約	当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約。
3 契約者	ドスパラ会員で、当社と本契約及び当社の指定するサービスにかかる契約を締結している者。
4 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所。 (2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所。
5 対象端末	当社が提供する通信サービスの利用によるインターネット接続が可能な通信機器として別紙に定めるもの。
6 お見舞金	本契約に基づく、本サービスの保証の実施として、対象端末に一定の事由が発生した契約者に当社から支払われる金員。
7 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備。

8 お客様番号	契約者を識別するための契約者固有の番号。
9 当社提供端末等	当社が提供する通信サービスその他のサービスを利用するにあたり、当社が契約者へ提供したモデムやターミナルアダプタ等の機器の総称。

(本サービス)

第4条 本サービスとは、当社が提供するインターネット接続サービス、又は当社が別途指定するサービスに付随して、契約者が所有する対象端末に関して、故障・外装破損・損壊・水濡れ・全損（以下、「保証事故」といいます。）により契約者に生じた損害に対して、お見舞金を給付するサービスをいいます。

(サービスの提供対象)

第5条 本サービスの提供対象は、当社の指定するサービスへ加入する DJ Club Members 会員に限るものとします。

(契約の単位)

第6条 当社は、第5条に定めるものと対象端末ごとに本契約を締結するものとします。

(契約申し込みの方法)

第7条 第5条に定めるものは、本規約に同意の上、当社所定の方法により本サービスの申し込みを行うものとします（以下、「申込者」といいます）。

(契約申し込みの承諾)

第8条 当社は、申込者に対して、当社の定める基準に基づき、審査の上、本サービスの申し込みを承諾するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者に本サービスを提供することが運用上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が当社の提供するその他サービスの料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
- (4) 当社が不適切と判断したとき。
- (5) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- (6) 過去に申込者が、本契約を当社により解除されたことがあったとき。

(契約期間)

第9条 当社は、本サービスの申し込みを承諾する場合、当社所定の方法により申込者に対して本サービスの利用開始日を通知するものとし、本サービスにおける契約期間は当該利用開始日より起算されるものとします。

2 契約終了日については、契約者から退会の意思表示が、①20日までに当社に到達した場合は該当月末日、②21日以降に当社に到達した場合は翌月末日とします。ただし、当社が第14条に該当すると判断した場合は、即日をもって契約終了日とします。

(本サービスの利用手続き)

第10条 契約者が本サービスにおける保証の請求を行うときは、別紙に定める方法により、当社に申請していただきます。

2 保証の請求を行う場合は次に定める書類が必要です。

(1) 対象端末のメーカーより修理不可の連絡を受け、対象端末購入金額に対する保証を利用する場合：

修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不可であることを証明できるもの及び対象端末を購入した際の領収書等、購入したことが証明でき、金額が確認できるもの

(2) お客様が修理を実施し、修理代金の一部又は全額を当社がお客様に支払う場合：

各携帯通信キャリア（docomo、SoftBank、au等）や製造メーカーが発行する修理内容の見積書、修理代金の支払明細及び領収書（手書き不可。電子的に出力・記録された書類に限る）

ただし、契約者が修理代金を支払ったことを証明できない場合は、保証の請求を受け付けられないものとします。

3 当社は、契約者から保証の請求を受けたときは、当社所定の方法により、対象端末の保証事故等の事実を調査します。

4 前項に定める当社が行う調査において、契約者から各種情報の提供をしていただく可能性があります。かかる協力が得られない場合には、本サービスにおける保証の履行が遅延又は不可と判断される場合があります。

5 本サービスに基づく保証の履行は、本サービスの利用開始日より起算し、1年間に2回、保証適用時の支払上限額を3万円とします。ワイドオプション加入時の支払い上限金額は4万円とします。スーパーワイドオプション加入時の支払い上限金額は5万円とします。ただし、別途オプションサービスへの申し込み、その他別紙に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(保証の実施)

第11条 当社は、第10条に定める手続き完了後、速やかに保証を実施します。ただし、

別紙に特段の定めがある場合はこの限りではありません。

2 本サービスにおける保証の実施方法については、当社所定の方法により行うこととし、契約者へ別紙に定めるお見舞金を交付することにより完了するものとします。

(営業活動の禁止)

第 12 条 契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることはできません。

(提供停止)

第 13 条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を停止・変更することがあります。

- (1) 本サービスの提供に用いるサーバー等のシステムについての故障やメンテナンスその他工事等を行う為やむを得ないとき。
- (2) 天災・戦争・動乱などによるサービス設備障害その他本サービスの継続が困難であると判断したとき。
- (3) 当社にて本サービスの提供が困難であると判断したとき。
- (4) その他当社が本サービスの運用を停止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 14 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 当社が指定するサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがないとき。
- (2) 当社が指定するサービスの料金その他の債務の決済に使用するクレジットカード又は会員が指定する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (3) 当社が指定するサービスの解約がなされたとき。
- (4) 本契約に関連して虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (5) 第 12 条（営業活動の禁止）、及び第 27 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反する行為を行ったと当社が認めたとき。
- (6) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (7) その他本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行、又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (8) その他当社又は当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者に損害を与え

る行為を行ったと当社が認めたとき。

2 当社は、何ら催告なく、前項の規定により本サービスの利用停止をすることができるものとします。

(本サービス提供の終了)

第 15 条 当社は、当社又はその他委託事業者の事情により本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 前項により当社がサービスの提供を終了した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

(契約者による契約解除)

第 16 条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の属する月の 20 日までに当社所定の方法により当社に通知していただきます。

(当社による契約解除)

第 17 条 当社は、第 14 条の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき、本契約を解除することがあります。ただし、第 14 条第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、何ら催告なく本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。

2 当社は、契約者が第 27 条に違反する行為を行った場合、とくに当該行為の解消にかかる催告を要せず、直ちに、本契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき、何ら催告なく本契約を解除できるものとします。

(1) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

(4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

(5) 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人（以下、暴力団等）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者である場合、又は、反社会的勢力であったと判明

した場合。

4 当社は、第 15 条に基づく本サービスの終了に伴い、本契約を解除することがあります。

(追加オプションサービスの申し込み)

第 18 条 当社は、契約者から別紙に定める追加オプションサービスの申し込みがあったときは、第 8 条（契約申し込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(追加オプションサービスの解除)

第 19 条 契約者は、追加オプションサービスの解除を行う場合、本サービスと同時に解除を行う必要があります。この場合、第 16 条の定めに従い、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

(料金)

第 20 条 当社が提供する本サービスの料金は、別紙（サービス料金表）に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第 21 条 契約者は、第 25 条に定める免責期間の満了日の属する月の翌月の初日から起算して、本契約の期間満了日又は解除があった日の属する月の末日までの期間について、別紙（サービス料金表）に規定する月額料金の支払いを要します。

2 契約者は、当社が追加オプションサービスの提供を開始した日の属する月の翌々月の初日から起算して、本契約の期間満了日又は解除があった日の属する月の末日までの期間について、別紙（サービス料金表）に規定する当該追加オプションサービスの月額料金の支払いを要します。

3 前 2 項の期間において、第 14 条の利用停止その他契約者の責に帰すべき事由により本サービス、追加オプションサービスを利用することができない状態が生じた場合においても、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(料金計算方法等)

第 22 条 当社は、契約者が本契約に基づき支払う利用料金については、暦月に従って計算します。

2 当社は、料金その他の計算において、月割にて計算するものとし、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払)

第 23 条 契約者は、本契約に定める料金その他債務に関する費用について、当社が定める

支払期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。この場合において、支払いに要する振込み手数料等は契約者の負担とします。

(消費税相当額の加算)

第 24 条 本契約に基づき料金の支払いを要するものとされている金額は、料金表に定めるとおり、消費税相当額を加算した額とします。なお、消費税率の変動があった場合には変動後の税率を適用し加算します。

(免責事項)

第 25 条 本サービス及び追加オプションサービスの免責期間を次の通り定め、その期間に発生した対象端末の保証事故に係る損害については本サービス及び追加オプションサービスの対象外とします。

(1) 本サービスの利用開始日を含む当月及び翌月。なお、利用開始当月においては、本サービスの月額料金の支払いは要しません。

(2) お見舞金の支払い対象となった対象端末の保証事故発生日から 180 日間。

2 当社における通信回線や通信機器等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

3 契約者が本規約又は通信契約に違反したことによって生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、契約者のお客様番号により本サービスが利用されたとき（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が開与しなくともお客様番号の自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりお客様番号が第三者に利用された場合にはこの限りではありません。

(保証の対象外)

第 26 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証を行いません。

(1) 契約者の故意、重大な過失、法令違反に起因する保証事故。

(2) 契約者の同居人の故意、重大な過失、法令違反に起因する保証事故。

(3) 契約者又はこれらの者の法定代理人の故意又は重大な過失、法令違反に起因する保証事故。

(4) お見舞金を詐取する目的において保証履行の請求をした場合、又は本契約を締結した場合。

(5) 保証事故発生日から 5 ヶ月間を経過した請求。

(6) 第 25 条に定める本サービスの免責期間中、又は利用開始日前に発生した保証事故。

- (7) 本契約の解除、終了した後に発生した保証事故。
- (8) 契約者が契約者の資格を有していないときに発生した保証事故。
- (9) 本サービスの利用停止中に発生した保証事故。
- (10) 毀損等の対象端末が当社指定の端末でなかった場合。
- (11) 対象端末の盗難、紛失の場合。
- (12) 当社指定の書類の提出が当社にて確認できない場合。
- (13) 公的機関その他債権者による差し押さえ、その他保全処分、執行等の法令上の手続に起因する保証事故。
- (14) 地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する保証事故。
- (15) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）に起因する保証事故。
- (16) 契約者が本契約の定めに違反した場合、又は当該違反により本契約が解除された場合。
- (17) 前各号の原因等について虚偽の報告、その他不当にお見舞金を取得しようとした、または取得したことが明らかになった場合。
- (18) その他当社が見舞金の支払いを不適切と判断した場合。

（利用に係る契約者の義務）

第 27 条 契約者は、本サービスにおいて保証の実施を請求するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては保証の実施が提供できない場合があります。

- (1) 契約者自身による本サービスの保証の実施の請求であること。
- (2) 本サービスの実施に必要な通信サービスのお客様番号やパスワード等の契約者情報等が用意されていること。

2 前項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (2) 本契約の定めに違反しないこと。
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (4) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (5) 法令、公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (6) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

（必要書類等の準備）

第 28 条 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な情報等を保

持し管理するものとします。

(遅延損害金)

第 29 条 契約者は、当社に対して、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで 1 年を 365 日とする日割計算により年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 30 条 当社は、本サービスにおいて取得した個人情報については、本契約締結時に契約書に同意を得ました、当社「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

(法令に規定する事項)

第 31 条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令の定めがある事項については、その定めるところによります。

(定めなき事項)

第 32 条 本規約に定めのない事項については、当社が指定するサービスの規定を準用するものとします。

(合意管轄)

第 33 条 当社は、利用者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(実施期日)

本規約は、平成 26 年 2 月 1 日から実施します。

【別紙】

(対象端末の表示)

契約者が保有する、日本国内で販売されたインターネットに接続することができる機能を持つ製造物（（製造物責任法（平成六年七月一日法律第八十五号）に定める定義のとおり）製造業者等が製造、加工又は輸入した製造物）。ただし、機器によっては別途当社の任意の判断により対象端末と判断されない場合があります。

(本サービスの利用方法)

本サービスの、利用方法は、以下の通りとなります。

1 本サービスの利用方法に関するご相談は、本サービス取扱所にて運営する「ドスパラコンタクトセンター」に、直接電話にてご連絡ください。

(受付窓口)

スマートフォン端末保証お見舞金サービス コンタクトセンター

電話番号：0570-028-120【ナビダイヤル】

①セーフティサービス関連→②モバイルセーフティサービス関連

受付時間：9：00-21：00（年末年始を除く）

- 2 本サービスの利用の際、契約者自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくは口頭にて申告することとします。また、本サービスをご利用いただく際に、個人情報保護法に基づき、ご依頼者をご契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
- 3 本サービスにおける保証の実施においては、当社所定の申込書、及び審査の過程で必要となる以下の書類を提出していただきます。

提出必要書類	
①	当社所定の事故状況説明書兼お見舞金請求書
②	修理見積書及び領収書など (1) 対象端末のメーカーより修理不可の連絡を受け、対象端末購入金額に対する保証を利用する場合： 修理に関するメーカーの発行するレポート等の対象端末が修理不可であることを証明できるもの及び対象端末を購入した際の領収書等、購入したことが証明でき、金額が確認できるもの (2) お客様が修理を実施し、修理代金の一部又は全額を当社がお客様に支払う場合： 各携帯通信キャリア（docomo、SoftBank、au等）や製造メーカーが発行する修理内容の見積書、修理代金の支払明細及び領収書（手書き不可。電子的に出力・記録された書類に限る） ただし、契約者が修理代金を支払ったことを証明できない場合は、保証の請求を受け付けないものとします。
③	損害状況及び損害品の写真

④	その他当社が求めた書類及び写真
---	-----------------

4 前項に定める他、当社は本サービスにおける保証の実施にあたり、以下の事実確認を行います。なお、警察、消防等の公の機関に対して当該期間の指定する方法による照会が必要な場合、以下の事実確認後、保証の実施請求を受けた日から 60 日を経過する日までに契約者にお見舞金を支払います。

1. 保証事故に該当する事実の有無
2. 損害の額及び保証事故との因果関係
3. 保証事故発生原因（契約者の関与の有無、その他の事情）
4. 保証事故の発生後の契約者その他関係者の対応方法

（スマートフォン端末保証お見舞金サービス適用条件）

①保証支払対象

- ・ 1 契約につき 1 台

②保証適用開始日

- ・ 契約月の翌々月 1 日

③対象端末

- ・ 当社指定のスマートフォン、及びタブレット端末

④お見舞金額

- ・ 1 回支払い上限額 3 万円
- ・ ワイドオプション加入時は 1 回支払い上減額 4 万円
- ・ スーパーワイドオプション加入時は 1 回支払い上減額 5 万円

⑤適用条件

- ・ 盗難、紛失は対象外

⑥1 年あたりのご利用上限回数及び上限金額

- ・ 年 2 回まで
- ・ 修理代金、もしくは 1 回支払い上限額 3 万円（非課税）のいずれか低い金額
- ・ ワイドオプション加入時は修理代金、もしくは 1 回支払い上限額 4 万円（非課税）のいずれか低い金額
- ・ スーパーワイドオプション加入時は修理代金、もしくは 1 回支払い上限額 5 万円（非課税）のいずれか低い金額
- ・ 複数の契約がある場合でも 1 年間の支払い上限額は 1 名義につき 10 万円（非課税）まで

以上